



平成23年12月26日

審査申立人 広田博志 殿

東京第一検察審査会



議 決 通 知 書

当検察審査会は、あなたが申し立てた審査事件について議決しましたから、別添
のとおり、その要旨を通知します。

平成23年東京第一検察審査会審査事件（申立）第13号

申立書記載罪名 政治資金規正法違反

検察官裁定罪名 政治資金規正法違反

議決年月日 平成23年12月22日

議決書作成年月日 平成23年12月22日

議 決 の 要 旨

審査申立人

広田博志, 渡邊昭孝

被疑者

A [REDACTED], B [REDACTED], C [REDACTED],

D [REDACTED], E [REDACTED], 氏名不詳,

日本司法書士政治連盟釧路会 (代表者 F [REDACTED]),

G [REDACTED], H [REDACTED], I [REDACTED],

札幌司法書士政治連盟 (代表者 G [REDACTED])

不起訴処分をした検察官

(官職氏名) 東京地方検察庁 検察官検事 森 裕 樹

上記被疑者らに対する政治資金規正法違反被疑事件（東京地検平成22年検第3555～3561号，同平成23年検第4860～4866号）につき，平成23年8月11日上記検察官がした各不起訴処分の当否に関し，当検察審査会は，上記申立人らの申立てにより審査を行い，次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

本件各不起訴処分は相当である。

議 決 の 理 由

本件審査申立書及び提出資料並びに不起訴処分記録を精査検討の上，慎重に審査した結果，検察官がした各不起訴処分の裁定を不相当と判断できる事情が発見できないので，上記趣旨のとおり議決する。

東京第一検察審査会